

平成21年 教育委員会第14回定例会 会議録

日 時 平成21年8月25日（火） 午後3時00分～午後3時58分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【育成・指導課】

- (1) 『議案第25号』平成22年度～平成23年度使用 中学校・中等教育学校
前期課程用教科用図書採択
- (2) 『議案第26号』平成22年度使用 特別支援学級用教科用図書採択
- (3) 『議案第27号』平成22年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用
図書採択

第 2 報告

【副参事（特命担当）】

- (1) 次世代育成支援行動計画（案）
- (2) 新型インフルエンザ

【こども支援課】

- (1) 平成21年度版子育て応援特別手当の概要
- (2) 学校ICT環境整備事業の概要

【図書・文化資源担当課】

- (1) 都立日比谷図書館の財産移管

第 3 その他

【教育委員】

- (1) 教科書採択の感想

出席委員（4名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育長職務代理者	島崎 友四郎

出席職員（8名）

特命担当部長（次世代育成担当）	立川 資久
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事（特命担当）	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久

児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子
図書・文化資源担当課長	藤本 和彦

欠席職員 (1名)

参事 (こども健康担当)	大井 照
--------------	------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がありました。傍聴を許可していることをご報告しておきます。
 それでは、ただいまから平成21年教育委員会第14回定例会を開会します。
 本日、大井参事は欠席です。
 今回の署名委員は、堀口委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

育成・指導課

- (1) 『議案第25号』平成22年度～平成23年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択
- (2) 『議案第26号』平成22年度使用 特別支援学級用教科用図書採択
- (3) 『議案第27号』平成22年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択

市川委員長 それでは、日程に入ります。
 日程第1、議案第25号、平成22年度～平成23年度にわたって使用する中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択について、育成・指導課長から説明してください。

育成・指導課長 はい。それでは、お手元の資料、右肩に議案第25号と示してあります、平成22年～23年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書の採択案をご覧ください。

本来ですと、通常4年ごとの教科書採択になりますので、平成22年度からは4年間使用する教科書を採択すると。これが通例でございますけれども、平成24年度に学校指導要領が改訂されますので、今回は、平成22年、23年度、2年間使用する教科書を採択していただくこととなります。

このことに伴いまして、各教科書会社とも、平成24年度から使用する教科書を全面改訂するというので、今回出版されている教科書は、統計資料の一部差し替えですとか、誤植等の修正は更新されておりますけれども、教科書の内容は、全社とも前回採択した教科書の内容を変更しておりません。各

教科書の内容が大きく変わっておりませんので、前回採択で作成しました調査研究資料それから選定委員会資料をご活用いただくとともに、今年度新たに検定を通りました社会科の歴史分野に関する資料を加えて、それらをもとにご検討いただいたところです。その結果を、こちらの案にありますように、現在使用している教科書を、引き続き中学校と中等教育学校前期課程で使用する教科書として採択予定という内容が、この議案の中身になっております。

よろしく願いいたします。

市川委員長 念のために申し上げますが、本件につきましては、26号、27号もそうですが、前回の教育委員会におきまして、いろいろとご意見を出していただいた、その結果も踏まえて整理したということですのでよろしいわけですね。

育成・指導課長 はい。

市川委員長 それでは、ご意見等ございましたら、どうぞご発言願います。

特によろしゅうございますか。どうぞ。

堀口委員 この前、検討しているし、やっぱりこれまで実績を上げてやってきたことに対して、特に、これは困るなという箇所はないと思うので、良いのではないのでしょうか。

市川委員長 はい。よろしゅうございますか。

福澤委員 ちょっと、直接今回の教科書の問題ではないんですけど、さっきのご説明で、新指導要領が24年度から変わるんですか。

育成・指導課長 はい。24年度から実施、改定。

福澤委員 そうすると、教科書も24年度から変わるということですか。

育成・指導課長 そうです。

福澤委員 新指導要領が24年度に変わると同時に、教科書も変わることができるんですか。

育成・指導課長 いえ、事前に学習指導要領の内容が公表されますので、それに向けて、各社、準備をするわけです。移行措置ということで、学校現場では内容の一部を先取りする動きも徐々に進んでおりますので。

福澤委員 そうですか。わかりました。

市川委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

市川委員長 それでは、ご意見等がないようでございますから、本件につきまして採決をいたします。賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長 はい。全員ということで、それでは、案のとおり決定することといたします。

次に、議案第26号、平成22年度使用 特別支援学級用教科用図書採択について、育成・指導課長から説明をしてください。

育成・指導課長 次に、議案第26号の資料をご覧ください。特別支援学級用教科書につきましても、教育委員会といたしまして、特別支援学級設置校の校長に対しまし

て、学校内に調査委員会を設置して、教科書の調査を依頼しました。この調査研究の結果を、選定教科書一覧として、設置校校長から、在籍児童・生徒が使用するにふさわしい教科用図書として申請されています。それを特別支援学級用図書採択案と掲載しておりますのがこの26号の資料でございます。

前回提示させていただきました資料から、2点、変更になっております。小学校5年生、中ほどの表の家庭科、それから同じく家庭科なんですが、6年生の家庭科の教科書、小学校5・6年の家庭科の教科書は、前回申請しました図書が絶版となっておりますので、これに準ずるものということで今回申請をしています。

確認になりますけれども、特別支援学級につきましては、子どもたちの状況が毎年変化しますので、1年ごとに採択するのが原則となっております。

なお、来年度の予定ということになりますので、現在、在籍している児童・生徒のそれぞれが、学年を1つ進級する前提で資料を作成しております。また、小学校の1年・2年と、それから、現在固定学級に在籍がない学年が進級する4年、これにつきましては、現段階では、全教科とも、通常学級で使用する教科書を使うこととして、資料を作成してございます。

裏面に中学校の資料がございまして、1年生と3年生の音楽、美術において、通常学級で使用する教科書をそのまま使用するという内容となっております。また、1年生の国語につきましては、星印がありますけれども、これは文部科学省が著作した教科書を使用するということです。

それ以外につきましては、学校教育法の附則9条に示されている図書から、教科書に代わる図書としてふさわしいものを選定し、申請しております。

説明は以上でございます。お願いします。

市川委員長
堀口委員

それでは、26号についてご質問等ありましたら、どうぞ。

小学校第5学年の家庭のところ、新しく、全日本手をつなぐ育成会というのは、障害をもつ方たち、知的障害の方たちを対象にいろいろやっているところかな。

というのは、私がかつて、このところで、障害者の性の問題を取り上げたことがあるので、そこの出版をしている方はしっかりしているから、むしろそういう意味で良いのかなと思って。だから、これが私の思っているところと同じ出版社かな。そうですか。

育成・指導課長
堀口委員
育成・指導課長
堀口委員
市川委員長

はい。

そうすると、親切かなと。

堀口委員ご指摘のとおりでございます。

はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、本件につきまして、採決をしたいと思っております。案のとおり、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成ということでございますので、案のとおり、26号議案は決定いたしました。

育成・指導課長 次に、議案第27号、平成22年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択につきまして、育成・指導課長から説明願います。

続きまして、議案27号をご覧ください。

九段中等教育学校の後期課程の教科書採択に当たりましては、先般この教育委員会定例会で教育委員会としての採択方針を決めていただきまして、その方針にのっとり、校長が調査研究委員会を設置し、各教科、科目ごとに教科書を調査研究してまいりました。その調査結果を踏まえて、校長の責任のもと、使用教科書を選定しまして、その理由を付し、選定理由書が校長から提出されまして、前回ご確認いただいたところでございます。

本日は、校長から選定教科書が報告されましたので、採択をお願いいたします。選定教科書の一覧を本日の議案27号とお示ししましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

市川委員長 ご意見、ご質問等、ございますれば、どうぞ発言をお願いします。

いかがですか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、質問等、ございませんようですので、議案第27号につきまして採決します。賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

市川委員長 はい。全員賛成ということでございますので、案のとおり決定いたしました。

◎日程第2 報告

副参事(特命担当)

- (1) 次世代育成支援行動計画(案)
 - (2) 新型インフルエンザ
こども支援課
 - (1) 平成21年度版子育て応援特別手当の概要
 - (2) 学校ICT環境整備事業の概要
- 図書・文化資源担当課
- (1) 都立日比谷図書館の財産移管

市川委員長 次に、日程の第2、報告に入ります。報告は5件でございます。

初めに、副参事、特命担当の門口さんから報告をしてください。

副参事(特命担当) はい。それでは、私のほうから、次世代育成支援行動計画につきまして、ご報告申し上げます。

資料につきましては、行動計画の案、本文と裏表2ページ一枚ものの、

後期行動計画案の特徴というもので、ご説明を申し上げさせていただきます。

まず、行動計画でございます。こちらは次世代育成支援会議の中でご検討いただきながら、ご意見をいただきながら、私どもで策定をしているものでございます。

これにつきまして、本文をちょっとお開きいただきたいと思います。

まず開いていただきまして、目次という形でございます。「前期行動計画における取り組み」から「計画の概要」そして「計画の内容」という形でつくっていくものでございます。資料については、まだ、作成が行われているところではございません。特徴の資料をちょっと一緒にご覧いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、案の特徴の1番、「共生の理念・共育の実践の明記」というところでございます。こちらにつきましては、私ども子ども・教育部という形で、次世代育成支援を行っているところでございます。教育という基本的な視点の冒頭に理念及び実践という形で明記をさせていただいたのが、2ページの5番、基本的な視点のところに文章化させていただいております。

続きまして、特徴の2番、「前期行動計画に掲げた6つの「基本的な視点」と5つの「目標」の踏襲でございます。こちら、同じく、2ページのところに、「基本的な視点」という形で、(1)から(6)まで、これが6つの基本的な視点でございます。

まず、(1)多様なライフスタイルを認めあう。(2)としまして、子どもの幸せを第一に子育てを支援する。(3)としまして、親育ちを支援し、家庭の教育力を高める。3ページ、(4)としまして働き方の見直しは企業の社会的責任である。(5)地域の育児力を回復するとともに、地域のきずなを強める。そして最後、(6)子育て支援サービスのあり方と区民の主体的な取り組みということでございます。

こちらの基本的な視点につきましては、支援会議の中で委員の皆様のご意見の中でも、これにつきましては踏襲をする、それがよろしいのではないかと、また、5つの目標、それぞれ4ページ以降、目標1から目標5まで掲げてございますが、この5つの目標についても、そのまま踏襲をして、事業を体系化していったほうが良いのではないかとのご意見をいただきまして、そのようなことで進めさせていただいているものでございます。

目標につきましては、1番から5番まで、それぞれ、体系別に、ページごとに入っているところでございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

あと、特徴的な事業といたしまして、3番目、「保育園待機児童ゼロの堅持」でございます。こちら、12ページのところをご覧いただければと思います。12ページのところの左ページの「子育てと社会参加の両立を支援する」の2番目の事業でございます。「保育園待機児童ゼロの堅持と保育サービスの向上」という形でございます。そのような形で、認証保育所による保育定

数の拡充、認可保育所の建て替え等による保育定数の拡充。既存保育所の保育定数の弾力的運用等を行いながら、待機児童ゼロの堅持を行っていくところでございます。

そこに、表で「ニーズ調査に基づく推計ニーズ量と目標事業量」が書いてございます。こちらのほうは、昨年行いましたニーズ調査に基づきまして、推計ニーズ量を出しまして、それに対しての目標事業量という形で、ニーズをカバーできているかという形のものでございます。保育サービスにつきまして、推計ニーズ量1,205人に対しまして、目標事業量が1,274人という形で目標を達成するというものでございます。

続きまして、4番目、「その他の保育サービスの着実な推進・拡充」でございまして、こちらは、12ページ、13ページのところに書いております、延長保育の充実、病児・病後児保育の充実、一時預かり事業の拡充等で保育サービスの着実な推進・拡充を行っていくものでございます。

続きまして、特徴の裏のページ、2ページ目でございます。5番目としまして、「学童クラブ待機児童ゼロの堅持」でございまして。これは次のページ、14ページの11番の事業、「学童クラブ事業運営」というようなところに書いてございます。学童クラブの適正規模化・クラブ分割による総定数の拡大、また、「放課後子ども教室」との一体的な運営に基づきまして、待機児童ゼロの堅持を行っていくものでございます。

続きまして、6番目としまして、公園・児童遊園の整備の推進でございます。こちらは18ページをご覧くださいと思います。18ページの5番でございます。公園・児童遊園、こちらのほうでございます。ニーズ調査の中で、皆様からいただいたご意見の中で、公園・児童遊園、みんなが使いやすい、そして、いろんなことができる、スポーツ等もできる、キャッチボールもできる、そのような公園が欲しいというご意見を多数いただいております。それにつきまして、誰もが利用しやすく開かれた公園を目指し、地域住民の参画を得て、公園や児童遊園の整備を推進していくという形で、こちらのほうにうたわせていただいたものでございます。

そのほか、それぞれ事業につきまして、個別に、今、検討していただいているところでございます。

総事業数としまして、そちらに書いてございます。前期は掲載事業数が84ございました。後期につきましては、掲載事業数は全てで138事業でございます。ただ、余りにも多いと、執行管理上、非常に難しいところもございまして、今回、行動計画事業と、関連事業という、2つに分けさせていただきまして、行動計画事業につきまして管理を行っていきたくて考えております。その行動計画の計画事業数は63事業でございます。そのほか、区が行っています関連事業数が75事業という形でございます。計画事業の63事業のうち、計画上の新規事業は、区分のところに新規と書いてあります全てで31事業にはなりますが、こちらにつきましては、既に前期行動計画を策定した後、様々なご意見をいただきながら、事業を行っているものも含めて、新規

という形の事業数で、31事業というように計上させていただいております。

最後に、児童人口の推計ということでございます。26年、27年の事業量を出すために、推計人口という形で、今までの人口の伸び等から推計しまして、26年度、27年度の児童人口推計をしているところでございます。これにつきましては、コーホート要因法という形で、今までの人口推移を勘案しまして、児童人口と人口の推計を行ったものでございます。

それから、今後の進め方でございますけれども、この後、会議体等、区民の意見等も聴取しながら、引き続き推進会議等でも検討させていただき、意見をいただきながら、秋ごろまでに策定をさせていただきたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。

市川委員長 次世代育成支援行動計画につきましての説明でしたが、何かご意見等あるいはご質問等ありましたら、どうぞ。

堀口委員 たまたま、今日、女性の、会社の役員の人と話していたんですけども、この3ページの「働き方の見直しは企業の社会的責任である」というところ、余り大きくない企業だと、女性の味方として、妊娠、産休、育休を認めたいけども、その人たちの数が増えると、もうその企業自体は成り立たなくなってくる。それを区が援助するのか、国の問題かといえば国の問題かもしれないのですが、現実には、その志は良いし、守りたいけどできないというのが現状のようです。

その方と話していたら、やっぱり子どもたちを安心して保育できる場が、本当にきちっとできれば、少しそれは協力できるだろう。だから、志はわかるけどできないという、女性の起業家の苦心を聞いてきたので、やっぱり国の問題でしょうかね。

副参事(特命担当) そういう意味では、やはり、働く方が安心してお子様を預けながら働くことができる、働き方を変えるというのも1つですけども、やはりそういう受け皿がなくてはというところが非常に重要ななと思っております。そういう意味で、先ほどの特徴の3番の保育園待機児童ゼロの堅持、これについては進めていきたいなというように考えております。

堀口委員 この間も言っていましたけども、保育を待っているのが数字のゼロに近いけども、現実にはそうでない人がいるという話でしたね。何で現実はそうじゃないんですか。

副参事(特命担当) それでは、こども支援課のほうから説明をしてもらいます。

こども支援課長 待機児ゼロ対策というのは、認可保育園の定員と定員の弾力化、それから、認証保育所、事業所内保育所、区内のトータルの保育で行うものです。

ですから、全体で受けますので、当然、目の前にある保育園が定員一杯ですと、ちょっと遠いところのとか、自転車で5分ぐらい行くような保育園をご紹介申し上げるときに、印象として、千代田区は待機児ゼロなのに、そばの保育園に行けないじゃないかと。それからまた、認証保育所も、積極的に施設の需要に応じておりますので、認可保育園に入りたのに認証じゃ

ないかというようなことから、そういうようなことがあるのかなと思います。

ただ、他の22区と比べますと、他の自治体それぞれ、待機児という数を出しておりますので、そういう面では、千代田の水準というのはちょっとご理解をいただきたいなという気が担当者からはいたします。

堀口委員 現実には苦しいですね、当事者は。赤ちゃんを抱えて、上の子を自転車に乗せて、あっちとこっちとぐるぐる回らなくちゃいけないよね。

こども支援課長 その辺については、兄弟が別にならないように、今年の4月、いわゆる保育園に入所するときに、保育に欠けるポイントというのを基準点でやっているんですけども、兄弟がばらばらにならないように、加点をしております。そういう見直しはしております。

それにしても、もともと空きがないと入れませんので、兄弟が別になることはあります。

堀口委員 そうですね。

特命担当部長 よろしいですか。堀口委員がおっしゃった、働き方の見直しの件ですけども、15ページをご覧いただきたいんですが、区では、中小企業に対してですけれども、15ページの一番上の、例えば15番、次世代育成支援行動計画策定奨励金というもので、もともと300人を超えるような大企業の場合には行動計画を策定しなければいけないんですが、それ以下の企業には義務がないものですから、そういった企業もぜひ策定していただきたい。策定することで、子育てを企業が支援していくという仕組みを作ろうということで、策定した企業に奨励金を交付いたしました。

また、16番、17番あたりで、子育てを支援する、そういった取り組みをした企業について、区の契約制度上優遇を与えたり、また、中小企業従業員仕事と育児支援助成事業といったものを展開いたしまして、そういった働く母親・父親を支援するような制度・仕組みを作った企業について、支援をしていくという制度も作っております。

堀口委員 これは、もう現実に。

特命担当部長 やっております。

堀口委員 かなり喜ばれて。

特命担当部長 件数で、いま一つ、件数としては上がっていないんですが、徐々に浸透はしているようです。

堀口委員 ありがとうございます。

市川委員長 よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 それでは、次の報告に移りたいと思います。

新型インフルエンザですね。お願いします。

副参事(特命担当) 続きまして、私のほうから、資料のほうは、「アフタースクールさくらにおけるインフルエンザ対応について」という形で作りました資料でございます。

新聞報道でも報じられているように、今インフルエンザの感染状況が非常に増えてございます。そんな中で、8月9日からでございますけれども、アフタースクールさくら、これは学校内の学童クラブでございます。こちらのほうで、インフルエンザA型の発生等がございまして、これにつきまして、PCR検査、クラスターサーベイランス、集団発生の検査等の関係、監視等から、保健所でPCR検査を行ったところ、新型インフルエンザ陽性という形の結果が出ております。この結果が出ますと、この期間、医療機関で迅速判定キットによるインフルエンザA型の陽性が判定された場合には、新型インフルエンザの擬似症患者として届け出が出るという形でございます。そういう面では、新型インフルエンザの集団感染の発生例という形になります。

教育委員会・アフタースクールさくらの対応としまして、学校内の学童クラブですから、こちらにつきましては、自粛という形で、どうしてもお子さんを預からざるを得ない方につきましては、さくらのほうで業務のほうを行っていくという形で、そうでない家庭の方はご自宅でのお子様のお預かりをお願いしたいという形の自粛という形で、業務の継続をしてきたものでございます。

アフタースクールさくらにおきますインフルエンザの対応につきましては以上でございます。

そして、続きまして、ページをお開きいただきまして、20日に区で健康危機対策本部を行いまして、夏季休業中、残り10日間ございましたけれど、それと、2学期以降、新型インフルエンザの学校での感染等が増えないように、それも含めて対応について検討いたしました。その結果、教育委員会としまして、夏季休業中及び2学期以降の新型インフルエンザの対応につきましては、以下の対策をとるということでございます。

まず、クラスター、集団発生のサーベイランスの監視、こちらのほう、サーベイランスの徹底ということで、集団発生が起きないように監視を行うということで、7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者が発生した場合、把握を徹底するという形でございます。これは同一集団ということですので、原則としましては、クラスまたは部の活動という形で、同一集団という形で考えているということでございます。

もう残りわずかでございます夏季休業中につきましては、休業中に行われます学校での活動、それについて参加者の体調チェックを行います。また、活動中も十分な観察を行うということでございます。また、万が一、複数名の発生があった場合には、保健所等に相談をして、活動停止と休止を含めて検討するというところでございます。

そして、2学期開始に伴いまして、始業前の対応といたしまして、まず、始業式の日からちゃんと健康チェックを行っていただきまして、症状があった場合には、無理をしないで登校を控えていただく。これが感染拡大を防止する1つだと思っておりますので、それを控えるように周知のほうを徹底させていただきたいと思っております。

また、学校では、2学期以後、玄関に消毒液を設置いたします。また、非常用マスクの補充、設置等を行っております。また、児童・生徒等の健康観察に努めて、「手洗い」「うがい」「咳エチケット」の励行を行ってまいります。そのほか、健康観察の徹底を図っていくということで、体調不良者の早期発見に努めるという形でございます。

あと、ご家庭での対応ということでございますけれども、やはりご家庭での対応も非常に重要だと考えておりますので、保護者の皆様に普段からの健康的な生活と「手洗い」「うがい」「咳エチケット」の習慣、また、児童・生徒の健康観察を徹底していただくということと、やはり、発熱等、インフルエンザ様の症状があるときは、登校を控えていただくことを徹底していただくという形をお願いをしていくところでございます。

続きまして、東京都からのクラスターサーベイランスにつきましても、集団発生等の資料を裏表でつけております。これにつきましては、先ほど申し上げました、7日以内にインフルエンザ様症状における2名以上の欠席者が発生した場合に、保健所と連絡を密にとり、PCR検査等のインフルエンザ、新型インフルエンザの陽性・陰性の検査を行うという形のものでございます。

裏ページでございますけれども、学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れでございます。こちらにつきましては、先ほどと絡むことでございますので、学校の設置者と迅速な連絡により、保健所と連携をとりながら、新型インフルエンザ感染予防を行っていくというような形になっております。

続きまして、新型インフルエンザに関する緊急対応ということで、先ほど申し上げました、20日に健康危機管理対策本部で決定した点でございます。

新聞報道等もございますけれども、衆議院議員選挙に関する対応ということで、期日前投票及び当日投票日におけます消毒液とマスクの配備という形でございます。

また、区立学校に関する対応は、先ほどお話し申し上げたところでございます。

また、3番目として、窓口に関する対応でございます。区民等と直接接して、長時間対応をする職員につきましては、マスク等の着用を行っているところでございます。

4番目として、他の区立施設に関する対応につきましては、児童館・学童クラブにおいても、消毒液等の配置等を行っております。保育園等につきましても当然でございます。

最後、5番目は、広報紙に関する対応という形で、これは広報等で周知をしているところでございます。

また、事業所に関する対応ということで、事業所に対してもチラシを作成するというところでございます。学校に対する周知につきましても、区立学校以外、私立学校、私立専修・各種学校につきましても、教育委員会を通じま

して、周知のチラシを配付していきたいと考えております。

最後に、新型インフルエンザ相談体制でございますが、9月1日以降、千代田区では、コールセンターで医療機関のご案内とか、インフルエンザの一般相談等、マニュアルの範囲のご相談を受けてまいります。それ以外は保健所のほうで、医師・保健師が対応しながら、相談を行っているところでございます。また、東京都におきましても、9月1日から新しい番号で、インフルエンザの相談等の受付を行っていくというものでございます。

インフルエンザ対応につきましては、以上でございます。

市川委員長
堀口委員

何かご発言ございますか。どうぞ。

ちょっと質問です。修学旅行が中止になって、そのかわりに1泊旅行か何か、どこかでやるんでしたっけ。いつごろでしたっけ。

副参事(特命担当)
育成・指導課長

9月に入ってでございますけれども。

それは、私からご説明します。

まず、麴町中学校ですが、9月8日火曜日、9日の1泊2日です。それから、神田一橋中学校は10月になりますが、10月12日、13日。いずれも1泊2日で京都。

堀口委員
育成・指導課長

京都ですか。

はい。今まで計画しておりました2泊3日の京都・奈良のプログラムを、京都に圧縮して実施する予定でございます。

堀口委員
育成・指導課長
教育長職務代理者

無事に行くといいですね。

はい。

若干補足しますと、千代田区で新型インフルエンザの集団感染として確定した事例は、本日報告させていただいたアフタースクールさくらとその前の九段中等教育学校の2ケースでございます。

ただ、遺伝子検査までは至りませんが、簡易検査で季節型インフルエンザのA(+)が検出されている例は、保育園で何件か、あるいは、学校の部活動等でございます。そういう場合には、一応、迅速検査でA(+)が出ているという事情については、掲示なりあるいは文書なりで、当該の園とか学校の関係者にはお伝えするようにしています。現在も1件、中学校の部活動で、A(+)の感染者の生徒が2人出ていまして、遺伝子検査の結果待ちというのがございます。

今後、新学期が始まるわけですが、やはり2学期に向けての対応が一番気を使われるところで、当然、学校に対しても、学校での手洗いとか、健康観察の励行を、教育委員会としてもきちんと要請すると同時に、直接、教育委員会からも保護者に働きかけたり、あるいは、学校からも保護者に働きかけて、家庭での健康管理ですとか、あるいは、登校する前の健康観察、体温の毎日の測定までも含めて、保護者の方をお願いしようと思っております。

それから、今、堀口先生がおっしゃった、2学期以降の色々な行事・授業等が計画されていますけれども、その辺の適切な判断も求められていると思

いますので、教育委員会と学校との情報交換を密にしながら対応をしていこうと思っています。

それから、感染した児童・園児が増えた場合の休校とか休園という措置についても問題になってきます。学校は、場合によっては休校等も可能ですが、保育園とか学童クラブとか児童館とか、その辺をどうしようかということも問題になっています。学校なり園なり、あるいは、学校の場合には校医さんなり、保育園の場合には園医さんなり、それと、保健所それから教育委員会、その辺のところを十分相談しながら、ケースごとに適切な対応を判断してやっていこうというように思っています。

堀口委員
市川委員長

大変だと思いますけど、よろしくお願いします。

ほかによろしゅうございますか。

(なし)

市川委員長

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

こども支援課から、平成21年度版子育て応援特別手当の概要というのを説明してください。

こども支援課長

それでは、お手元の資料に基づきまして、特別手当の概要についてご説明申し上げます。

政府は経済危機対策の一環として、臨時異例の措置であるこの特別手当を、21年度に限り第1子まで拡大して実施することを決定いたしました。それに伴いまして、区で所定の準備をしてございますので、その概要について報告するものでございます。

まず、手当の目的でございますけども、現不況下で全体の個人所得が減少しつつあるということから、21年度については第1子まで拡大して、児童1人あたり36,000円を支給するというところで、これによりまして、子育て家庭に対する生活安心の確保を図りたいということでございます。

支給基準日は10月1日。支給対象となる児童・幼児でございますけれども、21年度において、住民基本台帳に記載されている世帯に属する小学校就学前3カ年ということで、平成15年4月2日から平成18年4月1日までというものでございます。

支給額は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

参考でございますけれども、20年度の子育て応援特別手当の実施状況でございます。この20年度の手当は、第2子です。小学校入学前の3歳から5歳児の第2番目ということで、多子軽減ということに重点を置いて実施された制度でございます。20年度は対象が436世帯、出国している人もおりましたので、実質434世帯ということで、振込件数が400というところで、申請率92%という結果に終わっております。9月末までが請求日でございますが、それ以降はいわゆる辞退とみなすということになっております。

この辺のところ、広報で勧奨もいたしました。申請忘れのないような手だてを再度講じていきたいというように考えてございます。

以上でございます。

市川委員長 ご質問等、ありますか。よろしゅうございますか。
(な し)

市川委員長 それでは、もう一つの、学校 I C T 環境整備事業の概要、これについて説明してください。

こども支援課長 これも先ほどの子育て応援特別手当と同様に、経済危機対策といたしまして、国が決定したものでございます。この対策に盛り込まれていた「スクール・ニューディール構想」における「学校 I C T 環境整備事業」が実施されることになったということで、この準備も進めておりますので、その概要を報告するものでございます。

スクール・ニューディール構想ということでございますけども、これはそこに書いてございますように、「21世紀の学校」にふさわしい環境の抜本的充実を図るといこととともに、それに伴って、雇用の創出だとか経済波及効果を図るといことも合わせた構想でございます。

主な内容としましては、学校耐震化、学校施設のエコ化それから学校 I C T ということでございます。

整備事業ですけども、補助対象はデジタルテレビ、それから電子黒板機能のデジタルテレビ、教育用コンピューター、校内 L A N それからアンテナ工事、こういう事業を実施する場合に、国の助成をつけて事業を促進して、教育環境の整備を図るとともに、それに伴った経済効果も狙っているといものでございます。

3 番目の本区の対応でございますけれども、本区では、21年度に限りの国庫補助とそれから臨時交付金を積極的に活用し、この整備を行うということで、区とすれば、デジタル化が再来年ですか、それに向けて計画的に整備をする予定だったのでございますけれども、今回こういう国庫補助がついたので、21年度に前倒しをしてやっていこうというように考えております。

報告は以上でございます。

市川委員長 ご発言がありましたらどうぞ。

電子黒板というのは、何か評判が良いみたいですね、学校現場では。うちはやっているんですかね。

こども支援課長 はい。買うのは私ですけども、使い勝手のほうは育成・指導課です。

市川委員長 そういうリテラシーの問題はあるんだけどね、先生方の。非常に、使いよによって便利だとい現場の声を、テレビかなんかでやっていましたのでね。

育成・指導課長 子どもの興味・関心を引くには非常に有効な教材になりつつあるかと思えます。準備も大分、昔に比べれば楽になってきているようで、設置している学校では、それを利用するのに先生方の取り合いになるような、調整するのが難しいようなことになっていると聞いております。

市川委員長 よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 それでは、次に移りたいと思います。

次は、図書・文化資源担当課長から、日比谷図書館の財産移管について、説明をしてください。

図書・文化資源担当課長

昨年10月14日付で、東京都教育委員会との間で、移管についての方向性が合意された都立日比谷図書館でございますが、この委員会でも報告しておりますように、その後、千代田区のほうでは、基本計画を策定するなど、準備を進めております。

このほど、この資料でございますように、日比谷図書館に関する財産、建物・工作物・物品等が千代田区に無償で譲渡されましたので、ご報告いたします。

財産の移管は、昨年覚書でございますように、7月1日付ということで行われております。

内容としましては、建物、これは日比谷公園でございます三角形の建物で、昭和32年築の地上4階地下1階建てのものです。附属する工作物が幾つかございます。

それから、物品のほうでございますのは、日比谷図書館で提供してございました、図書・雑誌・新聞それからCD、LPレコードといった資料で、基本的にはすべて千代田区に引き継ぐといった形で、リニューアルオープン後には、引き続き利用者の皆様にご利用いただける形となります。

その他、開設準備の状況について、簡単にご報告いたしますが、現在、6月の当委員会でご報告いたしましたように、運営事業者の募集、選定を進めておまして、遅くとも10月には事業者の候補者が内定するといった予定でございます。この件につきましては、また、決まり次第ご報告いたします。

そのほか、施設、このたび無償で譲渡された建物等でございますが、これらについてはかなり老朽化しておりますので、改修工事を平成22年度に予定しております。こちらの改修に先立つ設計を、この8月から開始しております。

以上のような状況でございます。

市川委員長

何かご発言がありましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。

福澤委員

これは建て替えるという形になりますか。

図書・文化資源担当課長

都市公園の中でございますので、現状の規模で建て替えるということができないということでもありまして、基本的には既存の建物を活用するという方向でございます。

福澤委員

そうすると、耐震的にかなり補強しなきゃならんとか、そういうことがあるんじゃないですか。

図書・文化資源担当課長

耐震につきましては、東京都で平成13年度に耐震補強を既に終えておまして、階によっては外に見えていますし、階によっては建物の中に筋交いが入って補強されているといった状況です。

何分、老朽化しておりますので、設備機器なんかは一切更新しなければいけない状況ですが、躯体については引き続き使用できるという、そういう状

市川委員長

況です。
よろしいですか。

(了 承)

◎日程第3 その他

【教育委員】

(1) 教科書採択の感想

市川委員長

それでは、その他の報告事項ということで、各課長から何か報告があれば、お願いします。よろしいですか。

それでは、教育委員さんから、どうぞ。

堀口委員

感想、良いですか。

市川委員長

どうぞ。

堀口委員

今、教科書問題が、千代田区は平和に終わりそうなんですけども、杉並区とか横浜が、ちょっと困るなというような教科書を、教育委員の責任のもとにばばばっと決められちゃったというようなことが新聞に結構出ていましたね。

それで、この間、横浜で集会があり、民間の集会ですが、まだまだこれから決めるための住民の集会があったので、勉強のために行ってみたんですが、そこの方たちの印象としては、教育委員という方たちがすごい権限を持っていて、もうその方たちで決めちゃっているというような感じでした。そういう意味では、千代田区は、現場の先生方の意見を組み入れて、そして、そこから盛り上がってきたものを、私たちが良いのじゃないかなとやっているということで、私はとてもうれしいなと思いました。

ただし、やっぱり、困る、危ない教科書と思うのが、これだけこかで浸透していくということは、私たちもこれから先、気をつけていかなくちやいけないのかなという意味で、心を引き締めながら、でも、千代田区の教育委員の皆様の努力下、結果的には良い方向に行っているんじゃないかと思って、喜んで帰ってきました。まだまだこれから大変じゃないかと思えます。その横浜の方たちは、ある意味では、もう遅いんじゃないかな。もっともっと、逆に言えば、私たち教育委員は、これから先4年後に、また、どういうことが起こるか分からない。今から何年か前に、やっぱりこれは困るという教科書が、1票差で千代田区でも否定されたということを聞いていますので、油断しないで。ある意味では、私は、ありがとうございます、教育委員会の皆様にありがとうと言いたいなと思えます。

市川委員長

コメントはありますか。

育成・指導課長

よろしいでしょうか。学校現場では、それぞれの教科書について、やはりいいところ、悪いところがありますから、それをつぶさに分析して教育委員の皆様へ情報提供してご判断いただくと、それに心を砕いているわけですけれども。その他、委員の皆様から、適時ご指摘やご意見をいただく中で、い

ろんな視点で整理して、今回の提案をさせていただいておりますので、公平公正にさせていただけたのかなと思っております。

引き続き、よろしくお願いします。

堀口委員 どうもありがとうございます。

市川委員長 教育委員が教科書を採択するというのは、これは結局、教育委員のそれぞれの権限ですから、

堀口委員 だけど、それが、もう、下の人の意見が全く入らないで、偉い人が、上意下達というような、印象を一般には受けているんですよ。新聞だってそうじゃないですか。そういうように書いてあると思いますけど。

市川委員長 いや、それは、そういう印象を抱かれるのは結構だと思いますけど、議論はされるんじゃないですかね。議論はしているんじゃないですか。

堀口委員 それがあるから、私はこれから先も、あちこちの教育委員会へ行ってみようかなと思って。

市川委員長 いや、現に、この前のときにも、僕はちょっと後で冷やかされましたけど、聖徳太子はいないのではないのなんて質問をしましたが、そういう議論というのは、僕が知っている範囲ではいろんな教育委員会で行われていると思いますけどね。

堀口委員 じゃあ、良いところを知っているの。私、そうでないところを聞いたので。

市川委員長 議論はしているはずですし、決めるのは当然、教育委員が決めなきゃいけないんですから。

堀口委員 そうです。そういうように決まっているからね。

市川委員長 ただ、どういう資料が、現場でどんなような考え方を持っているか、どういう教科書が使いやすいと思っているのかと、それは十分に配慮する必要があると思うんですよ。

堀口委員 どうして、新聞にあれだけ書かれるんでしょうか。それを知りたいということなんですけど。

市川委員長 それはまあ、各新聞社に。新聞記者がいれば良いんでしょうけども。

教育長職務代理者 我々は事務局ですので、事務局レベルでそれぞれの学校現場の意見を集約して、学校現場なりの考え方を上げさせていただきますけども、やっぱり最終的にはそういう意見も踏まえつつ、決定されるのはそれぞれの自治体の教育委員さんの各々の識見なり見識なりですから、そういう仕組みの中で、それぞれの自治体が決めていくことだと思います。現場の考えというよりも、やっぱりそれぞれの視点の、教育委員さんのそれぞれの識見による、良識によるものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

福澤委員 よく問題になるのは、要するに、歴史でしよう、日本史でしよう。日本史が、要するに、日本の近代から現代史ですよ。これが時間切れでよく教えられないという、こういうことをよく聞くんだけど、実際そうなんですかね。

それだと、私は前に言ったことがあるんだけど、日本史を2つに分けて

ね、2系列でやったらいいと思うんですよね。昔の縄文時代だとか弥生時代だとか、ああいうところからスタートするのと、それから、明治維新以降からスタートする。要するに、日本が近代国家になった、あのときからスタートしてやるとか。その2系列で教えれば、時間切れになることもないと思うんですよね。それをやらないと、石器時代の石ころのこんなものでやっているとかなんとか、そんなことに時間をかけて、肝心の今の時代のことを教えないで終わっちゃうって、それはちょっと問題だと思うんですよね。

その辺については、教育委員会でよく現場を把握して、本当にきちっと教科書を全部教えているかどうか、調べる必要があると思いますね。

育成・指導課長

委員長、今の意見に関連してちょっとお話しさせていただきますが、確かに、かつて、近現代史になると時間が足りなくなって、駆け足になってしまうという状況はあったかと思えます。

今回の社会科の指導要領の改定の中でも、昔は通史、通して、連続して勉強していくというスタイルが一般的だったわけですが、現在は、大きな出来事、内容を勉強して、それをつないでいくというような流れに変わってきているようです。それを学校現場では、だんごの串刺しの状態になぞらえて表現したりするんですけれども、今度は串もなくて良いんじゃないかと、大事なことをまとめて教えていく、ポイントを教えていくと。そういう流れに変わってきていると聞いています。

また、それはそれでいろいろ課題が出てくるので、指導法としてはいろいろ工夫をしていかないと、じゃあ、それをどうやってつなげるんだという問題も出てくると思いますので、今後の検討課題かなと思っております。

市川委員長

いや、僕の話なんかは古いのかもしれないけれども、結局、受験の時に、高校進学の時とか、大学受験の時に、現代史というのはあんまり問題が出てこないもんだから、つついその前まででやっちゃうなんて話が、私が昔のことを思い出すと、そういうことが1つありますけどね。

それと、どういうふうにするかというのは、指導要領が変われば、今おっしゃったように、近現代史と古代史というのか、中世史というのか、そういうふうに分けるという話もあるんでしょうかね。例えば、今のだんごの話のようにまとめると。義務教育の場合は、指導要領というものに基づいてやっていくようなことになっているから、なかなか難しいですね。全部教えることになっているんでしょう。

育成・指導課長

そうです。

市川委員長

だけど、近現代史は教えないと——教えないというか、時間がないということが言える……。

育成・指導課長

ただ、今日採択していただいたのは中学生の教科書ですので、中学生は、広く、全体をなぞる形になるかと思えます。高等学校になってくると、その辺で、やはり選択して深める生徒と、一般的に広く浅く勉強する子の中で、少し差が出てくるかもしれませんね。

市川委員長

それでは、特になければ、本日の会議は以上をもちまして終了といたします

す。ご苦労さまでした。